

## 第6章 武力攻撃災害への対処（その2）

### 4 各種の武力攻撃災害に応ずる特定の措置

武力攻撃に伴う被害最小化のために、特に重大な影響を及ぼす可能性の高い武力攻撃事態への対応について、既述の共通的な対応行動の他、以下の4つの事態毎の特定措置を実施する。

- ① 危険物質等
- ② 石油コンビナート等
- ③ 原子力災害
- ④ **NBC** 攻撃

#### （1）危険物質等にかかる武力攻撃災害の防止及び防除

- ① 既存法令に基づく規制措置
- ② 取扱者に対し

取扱所の使用の停止又は制限、製造等の一時禁止または制限、所在場所の変更又は廃棄等

- ③ 警備の強化
- ④ 管理状況報告

#### （2）石油コンビナート等にかかる武力攻撃災害の発生防止

- ① 既存法令に基づく措置
- ② 使用の一時停止または制限、製造等の一時禁止または制限、所在場所の変更または廃棄等
- ③ 警備の強化、管理状況報告
- ④ 施設の安全確保のための応急措置

#### （3）武力原子力災害への対処

- ① 避難の指示等
- ② 緊急通報の発令、退避の措置
- ③ 住民：指示に基づき安定ヨウ素剤の服用
- ④ 汚染食料品に対する出荷規制・摂取制限

#### （4）NBC 攻撃による災害への対処

- ① 緊急通報の発令、退避の指示
- ② 必要により警戒区域の設定
- ③ 健康被害防止のための注意喚起

#### ④ 汚染拡大の防止のための措置

例えば

- 飲食物等の移動の制限・禁止等、
- 水の使用また給水の制限または禁止、
- 交通の制限または遮断



(内閣官房国民保護ポータルサイトから転載)

#### 5 その他の措置等

- 消防
- 感染症等の特例等
- 廃棄物処理の特例
- 文化財保護の特例
- 被災情報の収集